

「公用文作成に関するアンケート」の結果の概要

調査目的： 文化審議会国語分科会が検討している「公用文作成の要領」の見直しに関する審議内容について、各府省庁等の実務担当者から意見をもらい、今後の審議に資する。

実施時期： 令和2年6月

調査対象： 各府省庁等における、白書取りまとめ及び広報業務における実務担当者。（実務担当者の意識や考えを聞くもので、各府省庁の方針を尋ねるものではない。）

調査方法： 電子メールで調査票を送付し、回答者各自から提出（回答者数 94 名）

【回答者の所属府省庁等】（順不同）

内閣官房，内閣法制局，人事院，内閣府，宮内庁，公正取引委員会，警察庁，個人情報保護委員会，金融庁，復興庁，総務省，公害等調整委員会，消防庁，法務省，外務省，財務省，文部科学省，文化庁，スポーツ庁，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，特許庁，中小企業庁，国土交通省，観光庁，運輸安全委員会，環境省，防衛省，会計検査院，国立国会図書館，海難審判所

【回答者 94 名の担当業務】

白書取りまとめ 52 (53.2%)

広報 35 (37.2%)

白書と広報を兼務 7 (7.4%)

【回答者の担当業務における経験年数】

1年未満 50 (53.8%)

1年以上3年未満 40 (41.9%)

3年以上 4 (4.3%)

【Q1】国の公用文の作成においては、「公用文作成の要領」や「公用文における漢字使用について」といった通知等によって、書き表し方が定められています。このことについて、公用文の表記は、原則として、法令と一致させることになっているのを知っていましたか。次の中から一つ選んでください。

	全体 94 名	白書 52 名	広報 35 名	併任 7 名
ア．よく知っていた	12 (12.8%)	6 (11.5%)	5 (14.3%)	1 (14.3%)
イ．大体知っていた	55 (58.5%)	32 (61.5%)	19 (54.3%)	4 (57.1%)
ウ．余り知らなかった	24 (25.5%)	13 (25.0%)	10 (28.6%)	1 (14.3%)
エ．全く知らなかった	3 (3.2%)	1 (1.9%)	1 (2.9%)	1 (14.3%)

【Q2】あなたの勤務する部署では、白書又は広報文書等の作成に当たって、書き表し方のルールを共有していますか。次の中から現状に近いものを一つ選んでください。

	全体 94 名	白書 52 名	広報 35 名	併任 7 名
ア．国の公用文の書き表し方に準じている	39 (41.5%)	20 (38.5%)	15 (42.9%)	4 (57.1%)
イ．府省庁で決めたルールに則している	17 (18.1%)	14 (26.9%)	2 (5.7%)	1 (14.3%)
ウ．部署で決めたルールに則している	15 (16.0%)	4 (7.7%)	11 (31.4%)	0
エ．特に共有しているルールはなくそれぞれに任されている	23 (24.5%)	14 (26.9%)	7 (20.0%)	2 (28.6%)

【Q3】あなたが担当する白書又は広報文書等の作成に当たって、主な読者として想定しているのは、どのような人たちですか。次の中から一つ選んでください。

	全体 94 名	白書 52 名	広報 35 名	併任 7 名
ア．内容についてある程度知識がある関係者や専門家	8 (8.5%)	6 (11.5%)	1 (2.9%)	1 (14.3%)
イ．内容について関心のある人	36 (38.3%)	28 (53.8%)	5 (14.3%)	3 (42.9%)
ウ．特別な知識を持たない一般の人	33 (35.1%)	16 (30.8%)	15 (42.9%)	2 (28.6%)
エ．内容によってその都度想定は異なる	17 (18.1%)	2 (3.8%)	14 (40.0%)	1 (14.3%)

【Q4】各府省庁が示す白書において、従来の公用文の表記とは異なる書き表し方（例：御意見 ご意見、取組 取り組み・取組み、コミュニティー コミュニティ 等）が用いられている場合があります。このことについてどのように考えますか。次の中からあなたの考えに近いものを一つ選んでください。【白書担当でない方もお答えください。】

	全体 94 名	白書 52 名	広報 35 名	併任 7 名
ア．公用文の書き表し方に従うべき	13 (13.8%)	6 (11.5%)	5 (14.3%)	2 (28.6%)
イ．原則と異なる書き方をする際の考え方を政府内で共有するとよい	28 (29.8%)	16 (30.8%)	11 (31.4%)	1 (14.3%)
ウ．各白書でそれぞれ書き表し方を決めておけばよい	27 (28.7%)	16 (30.8%)	8 (22.9%)	3 (42.9%)
エ．想定される読者に応じた書き表し方をその都度工夫すればよい	26 (27.7%)	14 (26.9%)	11 (31.4%)	1 (14.3%)

【Q5】各府省庁による広報において、絵文字や符号の使用なども含め、従来の公用文の表記とは異なる書き表し方が用いられている場合があります。このことについてどのように考えますか。次の中からあなたの考え方に近いものを一つ選んでください。【広報担当でない方もお答えください。】

	全体 94 名	白書 52 名	広報 35 名	併任 7 名
ア．公用文の書き表し方に従うべき	4 (4.3%)	2 (3.8%)	2 (5.7%)	0
イ．原則と異なる書き方をする際の考え方を政府内で共有するとよい	17 (18.1%)	11 (21.2%)	5 (14.3%)	1 (14.3%)
ウ．各府省庁でそれぞれ書き表し方を決めておけばよい	16 (17.0%)	9 (17.3%)	4 (11.4%)	3 (42.9%)
エ．想定される読者に応じた書き表し方をその都度工夫すればよい	57 (60.6%)	30 (57.7%)	24 (68.6%)	3 (42.9%)

【Q6】「新しい「公用文作成」の要領に向けて（審議経過）」では，各府省庁が示す文書等の実態を踏まえ，法令や告示・通知等を除く，広く一般の人々に向けた白書や広報等の文書においては，従来（公用文においても法令と同様の表記を用いる等。）とは異なる，より読みやすく親しみやすい書き表し方を用いることを積極的に認める考え方を提案しています（例：若しくは もしくは，申出 申し出，余り（副詞） あまり）。このことについてどのように考えますか。次の中から一つ選んでください。

	全体 94 名	白書 52 名	広報 35 名	併任 7 名
ア．今後取り入れたい考え方である	84 (89.4%)	49 (94.2%)	28 (82.4%)	6 (85.7%)
イ．白書には適用しにくい考え方である	7 (7.4%)	2 (3.8%)	4 (11.4%)	1 (14.3%)
ウ．広報には適用しにくい考え方である	1 (1.1%)	0	1 (2.9%)	0
エ．白書にも広報にも適用しにくい考え方である	2 (2.1%)	1 (1.9%)	1 (2.9%)	0

【Q7】 現行の「公用文作成の要領」では，左横書きの文書において，読点にコンマ（「，」）を用いることになっていますが，国の府省庁における実態としてはテン（「、」）の方が多く用いられています。「審議経過」では，今後，国の公用文においても，原則としてはテンを用い，事情に応じてコンマも用いることができるとする考え方を提案しています。このことについてどのように考えますか。次の中から一つ選んでください。

	全体 94 名	白書 52 名	広報 35 名	併任 7 名
ア．テンを原則としつつコンマも使えるようにする考え方でよい	50 (53.2%)	31 (59.6%)	15 (42.9%)	4 (57.1%)
イ．一貫してテンを用いることとすべき	26 (27.7%)	10 (19.2%)	15 (42.9%)	1 (14.3%)
ウ．今までと同じ（コンマを用いる）でよい	3 (3.2%)	2 (3.8%)	1 (2.9%)	0
エ．原則を決めず，どちらを用いてもよいとすべき	15 (16.0%)	9 (17.3%)	4 (11.4%)	2 (28.6%)

【Q8】専門用語や外来語（片仮名語）の使用について、ふだんから工夫されていること、困っていることなどがあれば、具体的な語例等の提示だけでもかまわないのでお答えください。（自由記述）

転載に当たり、表記を公用文の書き表し方に合わせた。

専門用語について

専門用語については、広報活動ではできるだけ、一般国民から見て分かりやすい言葉に置き換える等している。

白書の作成に関し、白書内の専門用語等の使用については、通知等と差異がないよう庁内で検討し、一貫性を持たせるように各課室へ周知している。

矯正施設 刑事施設・刑務所

いわゆる役所言葉、官庁用語といったもの（例：前広に）を公用文で用いてよいのかどうか。

専門用語については、略語を用いないよう執筆担当者にも周知しています。

専門用語については用語集の掲載をしている。

専門用語を用いる際は、できるだけ注釈を付すなどして分かりやすくしている。

分かりにくい専門用語には注釈をつけている。

当省で使用する用語は専門性が高く一般の方にはなじみも薄いことから、それを前提にし、極力文書上で分かりやすくなるよう表現したり、脚注を入れ補足したりするなどしている。

固有の名称を付けた省としての取組は、解説を加えて一般の方に極力理解いただけるよう努めています。他方で、一般的でない用語すべては網羅できない（文章量が大幅に増加）ため、どこまで解説を付すべきかの範囲は難しい。

専門用語については、極力解説を加えるようにしたいところであるが、文量が増加することもあり、なかなか難しいこともある。

頻繁に使用される専門用語や外来語は所内で用語集を作成し、記述方法をなるべく統一するよう指導されている。

専門用語には注記等を付すなど，分かりやすい文章となるよう努めている。

一般に知られていない用語（専門用語や学術用語等）については脚注で具体例や出典を用いて解説をしている。

次の例のとおり，分かりやすい表現にしている。

例）・防犯性能の高い建物部品（CP 部品）

- ・FX（外国為替証拠金取引）
- ・模造医薬品を販売の目的で貯蔵し，販売するなどした医薬品医療機器法違反（模造医薬品の販売目的貯蔵）事件
- ・外国産アサリを国産であるかのように表記して納品するなど，原産地を偽装した不正競争防止法違反（誤認惹起行為）事件
- ・犯罪に悪用されたサービス（預貯金口座，携帯電話等に係るサービス等）
- ・検視官 欄外に（注）警察大学校等で死体取り扱いについて，専門的な教育訓練を受けた警察官，任用される死体取扱業務の専門家 など

外来語の使用・外来語の表記について

例えば今年の白書では「ダイナミック・ケイパビリティ」という概念を取り扱ったが，読み手を意識し，「企業変革力」といった和訳を与えた。本文中も和訳をメインにしつつ，片仮名語を括弧書きで併記するようにした。広く一般に知られている言葉以外は可能な限り専門用語や片仮名語を用いないようにしている。

執筆者・編集者の感覚に基づき，一般の方にとってなじみがないであろう用語については，注釈を付けるなどしているが，コンパクトシティ，インバウンド，ハザードマップなど，当省の職員であれば誰もが知っているであろう用語は説明なくそのまま使用しており，一般の人ではなじみがない人も多いかもしれない。

白書において外来語（片仮名語）は使用を避ける傾向があるが，実際の現場では普通に使われているものも多くギャップを感じる。例えば，「サプライヤー」「アッセンブラー」は企業ヒアリングや経済関係のメディアでよく見かけるが，白書では「部品供給業者」「組立業者」と表記している。なお，この「メディア」という語も（人にもよると思うが）白書では余り使わない。「経済紙」・「経済誌」など漢字表記を考える。

ただし，片仮名語の中には，一種の流行語のようなものもあるので，無制限に利用して良いのかという問題は確かにある。

専門用語とは少し異なるが，分析に利用する指標について必要に応じて「定義式・

計算式」を備考・脚注などで記して誤解のないように配慮している。例えば、「ここで、輸出依存度 = 輸出額 / GDP として計算」。

INTERPOL(インターポール)、ICPO(アイシーピーオー)などの外国機関名やその略称など、片仮名表記が冗長な感じを与えるまたは、分かりづらいものを文章内でアルファベット表記以外の表記で記載することが本当に必要なのか迷います。注釈を付け、読み方と日本語に置き換える場合は、その日本語名称及び必要に応じてその役割等を記載した方が、文章として読みやすいのではないかと感じる場合があります。

外来語(和製外来語を含む)の表記の統一が難しい。

ヴァイオリン or バイオリン, ウイルス or ウィルス, コミュニティー or コミュニティ, など。

イニシアティブ/イニシアチブ, イスラム/イスラーム, マネージメント/マネジメント

クライアント・クライアント等の日常的に複数の言い方が使用されているものについて、どの表記を用いるかについて検討を要する場合があります。

外来語で「ビ」と「ヴィ」が混じったり、国名も「米国」と「アメリカ合衆国」が同じ文書で二つ出てきたり、どちらに統一するか迷ったことがあります。

プラスチック/プラステック, ウイルス/ウィルスなど, 外来語の表記について。

次のような点で困っている。

- ・ 外来の複合語を使用する際の中黒を打つ位置(例: ワークライフバランス/ワーク・ライフ・バランス)
- ・ 外国語に振り仮名を付けるべきか(例: SDGs)
- ・ 省庁等により使い方の異なる用語について、統一すべきか(例: ウェブサイト/ホームページ)

公文書でも、片仮名表記の際に「・」(中点)が省かれていることが多く、どの程度原語に忠実であるべきか悩む。

その他

専門用語、外来語、略語を説明しようとする回りくどくなり、特に短文で発信する Twitter での広報が難しい(例: ナッジ, TCFD, SBT, パイロット・プログラム, ESG 金融, グリーンボンド, NDC など。)

専門用語ではないが、白書に掲載しているコラム内に「ご遺族」と記載があったことから、公用文の用例に従い「御遺族」と修正したところ、執筆者から「柔らかい表現にしたいので、「ご」は平仮名を使いたい。」と申出があった。コラム内の表記ということで公用文の用例に従わないことも検討したが、最終的には白書が政府刊行物であり、公用文の用例に従うべきという判断になり、「御遺族」という表記となった。同様の理由で「子ども」についても「子供」に修正した。

役所の組織名や事業名などの固有名詞は、なるべくそのまま使わずに、読み手に伝わるような書きぶりにしている。

インターネットで検索し、より多くの方が利用している表記を選択している。

「コロナ禍」など新しく広まった言葉を使っていいのか。

SNS にかかるアプリケーションの表記で、迷うことがある。

例： YouTube もしくは ユーチューブ， Twitter もしくは ツイッター など

当室内の問題かと思いますが、公用文表記をまとめたハンドブックが参照されておらず、室の中のどこにあるか分からない・室員の手元にもない状況で、公用文の表記にそろえようとする意識が薄い。

敬語の表現。

まず、法令で使用されているかで判断することとしています。次に、他の公用文で使用されているかを調べることにしています。

世の中で当たり前で使用されている表記方法（特に新しい概念等の片仮名語）が複数あった場合、どの記載を優先すべきか、また正しいのか、その際の判断基準に苦慮することがある。

数字の全角半角について、役所の文章は1桁全角、2桁以上半角となっていることが多いが、調べる限り、統一的なルールはないかと思う。何らかのルールがあるとよいのではないか。

また、英字の全角半角についてのルールもあると良いのではないか。（例：GDPは全角？，Society5.0は半角？）

【Q9】そのほか、文書等の作成に当たって、ふだんから工夫されていること、困っていること（読者からの意見なども含む。）などがあればお書きください。（自由記述）

転載に当たり、表記を公用文の書き表し方に合わせた。

工夫していること

白書に掲載している事項は、関係機関や地方公共団体等の公的資料に引用されることが多いことから、適切、正確な表現になるよう心掛けており、そのため、文章は堅い表現になりがちである。その一方で、担当者としては、なるべく多くの国民の方に読んでもらうことを希望しており、より分かりやすく柔和な表現にしたいとも考えている。

上記の問5と重複するが、申し出＝申出のように公用文書以外では送り仮名が必要なもの、一般的な表記と公用文書用語の表記が異なる場合、公用文書にする際にいちいち確認しなければならないので、変換登録をなるべくするようにしています。

外部に明示できる定義がない言葉は用いない（例：× 和食料理人 和食の料理人）

「最新公用文用字用語例集」を参照して作文するよう心がけている。

広報担当だが、対象者や提供媒体に応じて、受け入れられやすい記載方法を工夫している。

一般の方が読みやすい文章で記載するようにしている。公用文のルールにとらわれすぎない。

「若しくは」「もしくは」、「御意見」「ご意見」など、一般の方、特に若い世代に分かりやすいよう、あえて平仮名で記載する、誤解を与えない程度にかみ砕いた表現を心がけ、固有名称はやむを得ないが、漢字が続かないような表現にするなどの工夫をしている。

一方、かみ砕いた結果抽象的になる、「等」が乱用されるなど、結果的に分かりにくい文章になることもありバランスが難しいと感じる。一般の方がどういった文章なら読みやすいのか、また最後まで苦もなく読めるのはどの程度の分量なのかなどが分からず、文章を記載する担当者によってぶれが生じてしまう。

上記工夫をしてもまだ「お役所の文書」であるため、読者からも「お役所の建前が並べられている」との意見はある。

既公表文書、ピンナップ資料、省HPの記載などとの表現の整合には気を付けています。

国名の漢字の表記は米国、中国など一般的に見慣れているもの以外は片仮名表記にし

ています。

ウェブサイト，刊行物，パンフレット，SNS アカウント，動画等の種類ごとに，その目的や性格，想定される読み手の違い，社会状況等を踏まえて，「である」体を用いず，「ます」体を用いるなど表現を使い分けるなどしている。また，SNS アカウントやこども向けイベントでは，違和感や不快感を与えないように留意しつつ，「！」「？」などの符号や絵文字・顔文字を使用して「分かりやすさ」「親しみやすさ」を意識した表現を使用している。

本アンケートの問 2 について，担当している白書の執筆要領では，国の公用文の書き方に準じるとともに，部署で決めたルールについても準ずるなど，複数の書き方をミックスした形となっている。

誤用が多そうな一部の公用文表記については，ホワイトボードに記載を蓄積し，すぐ参照出来るようにしてある（が，十分に室内で参照されているかというところではない。）

作成に当たっては，必要に応じ図表を活用し，簡潔かつ平易な表現に努めることとしている。

読みやすさを重視し，年の表記は西暦を原則としている（法令や審議会答申など，文書のタイトル等に和暦が含まれる場合を除く。）

数字は半角で統一している。

執筆者や省内職員間では当たり前に使われている用語であっても，白書の読者（広く国民一般）にはなじみのない用語，用法等については，努めて脚注に付記するなどして留意している。

専門用語などを分かりやすく理解していただくために，注釈をうるさくならない程度に欄外に記載している。

基本的には，過去の文面を参考に文書を作成している。

読み手は，基本「読みたくない」前提で，「言葉ダイエット」を行うなど，発信者本意ではなく，情報の受け手目線での文書作成が求められていると史料。

文書作成は，必ずしも「紙」前提ではなく，ウェブや SNS 上に掲載が主になりつつあるので，相手やメディアに応じた書きぶりを工夫している。

発信する情報は、様々な広報対象に向けて発信されているため、公用文に準拠しつつも、広報対象に応じて、読み手に分かりやすい表記・表現に努めている。

白書本文の執筆にあたり、原則としては公用文のルールに則った書き表し方をしているが、読みやすさや分かりやすさの観点から、以下例のような担当白書独自のルールを作成し、適用している。

例：地域の魅力を活かす（常用外、本来は「生かす」）、
22～24%（本来は「から」、来年度白書から使用を検討）

困っていること

公用文用字用語例集のようなものがウェブ上で見つからず、出勤・自宅勤務にかかわらず用語例集を持ちかえらなければならず、煩雑です。調べたいワードを一括検索する公式サイトのようなものがあればいいと思います。

公用文の書き方について、結局どれが最新版で何を見ればいいのかよく分からない。

正確に伝えようとする、説明が長くなってしまったり、読者から見ると、分かりにくくなってしまったりする場合がありますので、バランスを取るのが難しい。

広報に当たってはできるだけ一般の方にも分かりやすい表現を使いたいと考えている。公用文、霞が関特有の文章を分かりやすい文章に書き換えるのに苦労している。

「者・物・もの」などは使い分けが難しく、何が正しいのか迷うことが多い。今回頂いた資料（審議経過）のように、今までのルール・指針をまとめたものや正しい用例を蓄積したもの（資料やウェブサイトなど）があると便利かもしれない。

間違いの起きやすい用語については、マクロを使いチェックしているが、全ての用語を網羅できているわけではないため、明示的に示していただくと作業として軽減されると思います。

可能な限り、専門用語を用いずに説明するように心がけているが、場合によっては使用を避けられず、当該語句の解説を追記することで、長文となり、より分かりづらくなる場合がある。

「公用文作成の要領」や「公用文における漢字使用等について」では示されていないが、書き表し方が複数存在する単語等において、白書内における書き表し方の統一が難しい。（基本過去の白書の書きぶりに合わせている。）

HP 掲載については「御」を「ご」と表記することや読点は「，」を使用するなど一定のルール作りがされているが，全てのページについてそのルールで統一できているわけではない。

各部局からの依頼に基づいて，HP 掲載を行っており，書式が統一されていないため，掲載ページによって表記にばらつきが出ている。

白書作成にあたり，用例をエクセルで一覧にしたものがあると助かります

公用文の書き方の資料はいくつかにばらついていると思いますので，一つのファイルにまとめていただくと大変助かります。また，昔の資料は PDF になっていても検索機能が使えないものがありますので，検索機能が使えるようにまとめたものがありますと大変助かります。

報告書等において，発言内容を記載する際に「？」「！」を使えないため，正確にニュアンスを伝えられない場合がある。

府省庁によって公用文の表記方法(公用文作成の要領等に従っている度合い)がかなり異なるため，他省庁への出向者はその都度，府省庁ごとのルールを身に付けなければならず，非効率的であるし，公用文表記の存在意義にも疑問を感じることになる。また，白書の取りまとめに当たり，余計な手間が掛かる(非生産的な作業が発生する)ことがある。

「公用文用字用語例集」や「公用文の表記」において，「例外」「許容」などと示されている表記について，白書など複数の筆者による文書を取りまとめる際に，どこまで統一するが難しい。

公用語辞典に照らしてチェックをしているものの，公用語辞典にない場合に判断に迷うことがあり，そうした際の基準があると判断が容易であると思います。

その他

頻繁ではないが「子ども」とすべきではないか，という御意見を頂戴することがある。(常用漢字だと「子供」)

「障害者」の表現について，知る限りでは公用語で特段の定めがないと思うが，地方自治体では「障害」という言葉から「害する」と捉えられるため，「障がい者」と記載することがある。

「害」が常用漢字のため，「障害者」という記載で公的には問題ないはずだが，近年の

人権配慮などから「障がい者」と公的に統一してもよいのではないかと考える。

過去に、公文書で使用されている「切り^{ひら}拓く」という言葉の表記が、「公用文の漢字使用等について（平成 22 年 11 月 30 日内閣訓令第 1 号）」に基づいた表記でないという指摘があった。

過去の規則と現在の規則が異なることを知らない方から、「昔は～だったのに、今は～で表記が揺れている」と指摘が入ることがある。

「 づくり」の使い分けが曖昧。（ex, 手作り，雰囲気作り，モデルづくりなど）
「A,B 共に」とすると，漢字が続く場合に固い表現になる。（ex, 大企業，中小企業共に）

「閣議において～閣議決定されました」のような表現の重複がよく見られ，気になっている。

文書は，分かりやすさよりも，正確性の方が，大切だと考えます。正確性を確認した上で，次の段階として分かりやすくする必要があると考えます。

誤解や曲解をなるべく減らすため，法令で使用されている言葉をなるべく用いるべきだと考えます。

文書を作成する際，どの程度堅い文面で作成すればよいか迷う節が多い。広報に限らず，感覚的な差異によって許容可能な範囲も異なるため，統一した基準がないことが多い。個人的にはもっとフランクで親しみやすい文面で文書を作成してもいいと考えている。

私自身も含め，文章が事実の羅列になっており，なぜそのような事業を始めるのか，目的は何かといったことを明確にしていない文章が多いように感じる。そういった意味で国語力が衰えているのではないか。

ホームページのような電子媒体の場合，JIS 規格との関係整理が難しいと思う。

【Q10】 別添の「審議経過」について，意見や感想があれば自由にお書きください。（自由記述）

転載に当たり，表記を公用文の書き表し方に合わせた。

基本的な考え方について

考え方の方向性におおむね賛同できる。特に，一律の適用ではなく，媒体に応じた表現のしょうが明記されている点を評価。

時代に即した変更をしようとするのは良いことと思う。

審議経過については、広報業務を遂行するに当たって、納得できるものが多かった。現状、SNSにおける表記については、担当者の裁量に任せられているので、ある程度、基準となるものがあれば、表記がそろえると思う。

弊庁が毎年公表している特許行政年次報告書は、知的財産のライトユーザーに知財施策等を届けることも目的の一つとされているところ、「役所の文書は堅苦しい」というイメージから手に取りにくい(参照しにくい)と障壁を感じる方も多いと思っているため、「読み手に合わせた平易な書き方」を積極的に導入していくという方向性には賛同いたします。実際に文書等に慣れ親しみやすくなるだけでなく、行政機関の「堅苦しい」というイメージ自体もある程度払拭でき、柔軟な行政というイメージを与えられるのかなと思いました。

親しみやすさも大事というのはそのとおりだと思う。公用文においては、かなり回りくどい言い回しも多く、白書担当者の自分ですら読む気がしないときがある。

全省庁的に統一されたルールや指針が示されるのは良いことだと思う。

文書の作成に当たっては、読み手の立場に立って、読みやすい表記にすることが大事だと思っています。

一定のルールは必要ですが、法令の表記に縛られず、読みやすく親しみやすい書き表し方を認めるというのは良い考えであると思います。今後も時代に応じて柔軟に要領を見直していけば良いと思います。

世情や読み手に応じて、柔軟に表記を平易にすることに個人的に賛同します。

様々なルールが存在しているものの、目を通してみると、文書作成に当たって使用できる表現は、思いの外、柔軟であると感じた。

今後の審議会での検討にあたって、あまりガチガチに記載にたつてのルールを固めすぎないようにしていただきたい。

一般の方にも分かりやすく、親しみを持てる文書の表記となることは必要であり、審議過程において検討されていることを推進していくべきである。

そもそも白書の内容が専門的な分析が多く、なかなか手に取ってもらえないことが多い。表記の面から、親しみやすい内容にしていることも重要かと思うので、是非進めてほ

しい。

公用文作成においては、ともすれば、国の公用文の書き表し方を順守することが自己目的化し、読み手がどのように受け取るかは二の次になっているような印象があった。公用文を、新たに「書き言葉によるコミュニケーション」と位置付けた上で、公用文を分類化し、読み手の多様性に配慮している点で、非常に意義のある案を作成していただいたと感じている。

白書を一般の方向けの広報媒体として利用することが増えてきたところ、公用文にのっとった書き表し方では多くの方がふだん使用している文章表現とは乖離^{かい}があり、理解しにくい表現もあると感じておりました。別添資料「審議経過」では、例えば問9にて例示した「～」の使用も認めるなど、より時代に即した表現の使用が可能になるとのことで、大変うれしく思います。

公用文の種類によっては、様々な状況に配慮して、分かりやすくする観点から、新しい表現が用いられることもあると思います。そのような表現は、新聞記事、出版物などを通じて、徐々に変化していくものと考えます。

「公用文の作成要領」は、具体的な用語の選択方法を記載せず、公用文作成に際しての心構えだけを記載することとしてよいのではないかと考えます。

公用文特有の注意点、文章を書く上での一般的な注意点がまとまっており、勉強になった。

何でもかんでも分かりやすくすればいいというものではないと思っているので、使い分けが必要だと思う。

公用文の分類例について

公用文の分類例と、それにより大別した文書類のそれぞれにおける表記等の考え方において「主な読み手」をあえて設定する点については、意義が乏しい反面誤解が多く生じ得て、不適當と思った。

p.10 -1 (2) について、公用文を分類することは良いと思いますが、まとまった資料がないとそれに則した運用をすることは難しいと思いますので、分類ごとに書き表し方をまとめた資料を作っていただけるとありがたいです。

公用文の分類例の表に示されている「記録・公開資料等」と「解説・広報等」は、一般の方が見ることを前提とした文章にすべきだと思います。

長い期間かけて議論すべきというより、国民のために、早く方針を決め、運用していくべきだと思います。

その際に、細かいルールを作るのではなく、柔軟な対応ができるようにすべきです。
もう既に相当時代遅れと思われるルールを適用しているのだから、早く結論を出した方がよいと思います。

分かりやすい文書作成を検討いただいていると感じます。

「(3)常用漢字表に使える漢字があっても仮名で書く場合」の新設項目で「一般を対象とした文書において、公用文書で使用される以外の書き方もできる」としているが、公用文書の書き方と一般向け広報文書の書き方については、明示的に分類し、使用すべき書き方を指定していただいた方が分かりやすいと思います。この書き方だと書き手の言葉の嗜好で使い方がぶれる場合がでてくると考えます。

一般の人向けに「より読みやすく親しみやすい書き表し方を積極的に用いることを認める」ことは好ましく、そうすべきと思うが、白書を取りまとめる立場からすると、曖昧な基準で各府省庁から提出された文章の表現を統一していくのは更に膨大な手間が掛かるので、白書に関しては適用しにくい。また、白書に記載した内容は、他の公文書でも引用・流用する可能性が高いことを考えると、白書は公用文表記に従っているほうが望ましい。

広報に当たる文書は各府省庁独自の考えで作成してもよいが、それ以外の公文書は、極力各府省庁の裁量の余地を与えず、厳格な基準で統一するほうが効率的である(今後も公文書作成の要領を示すのであれば)。

「審議経過」2ページの「伝達のための多様な手段・媒体への対応」として、動画についても公用文の書き表し方との関係を検討しておくことが望ましいとされているが、各省庁で多様な Youtube 動画が増えてきていることから、動画についても、「審議経過」5ページの公用文の分類例の中で、どのように位置付けられるかなど公用文としての位置付けられることをもう少し明確にした方がよいのではと思いました。

その他

「公用文作成の要領」が改定される場合、内部のルールの改定を行う必要もあるので、可能であれば改定のスケジュール感や国語課題小委員会での審議の状況について適宜情報共有いただけるとありがたい。

審議の結果についてウェブサイト等で広く情報提供していただきたい。

全体的には、よくまとめられていると思った。

常用漢字表外の語について、現行の取扱いもそうだが、仮名書きや言い換えが求められていたり、振り仮名の使用が可能であったりするならば、「音訓が同じで、意味の通じる

常用漢字を用いて書く」という取扱いは不要であると思う。法令，告示・通知等，記録・公開資料等であっても，「活かす」，「拓く」，「想い」などの語について，あえてそれらの表記を用いたいときや，雰囲気としてそのような語が適当であるときに，不自然に表記を変えることを勧める取扱いは，不適當と思っている。また，分かりやすさ等への配慮ももちろん必要だが，ことばが持つ本来の意味ももう少し顧みられ，むやみな書き換えが起らないような言及がされることがむしろ必要ではないかとも思っている。

社会一般における日本語表記の変化を反映させ，「？」「！」などを是非使えるようにしていただきたい。

公用文作成の考え方が変更になると，周知（特に地方の機関所属の職員）に時間が掛かるとともに，新旧の知識が入り混じり，混乱を招くおそれもある。周知方法については御配慮いただくとともに，各府省庁共通で使用できる研修資料を作成していただきたい。また，情報を Web サイト又は 1 冊の本にまとめて，どこか 1 か所を見れば，今回の改正・変更点と，現行の表記を確認できるようにしていただきたい。（オンライン辞書を作成するなど，検索・活用しやすいようにしていただきたい。）